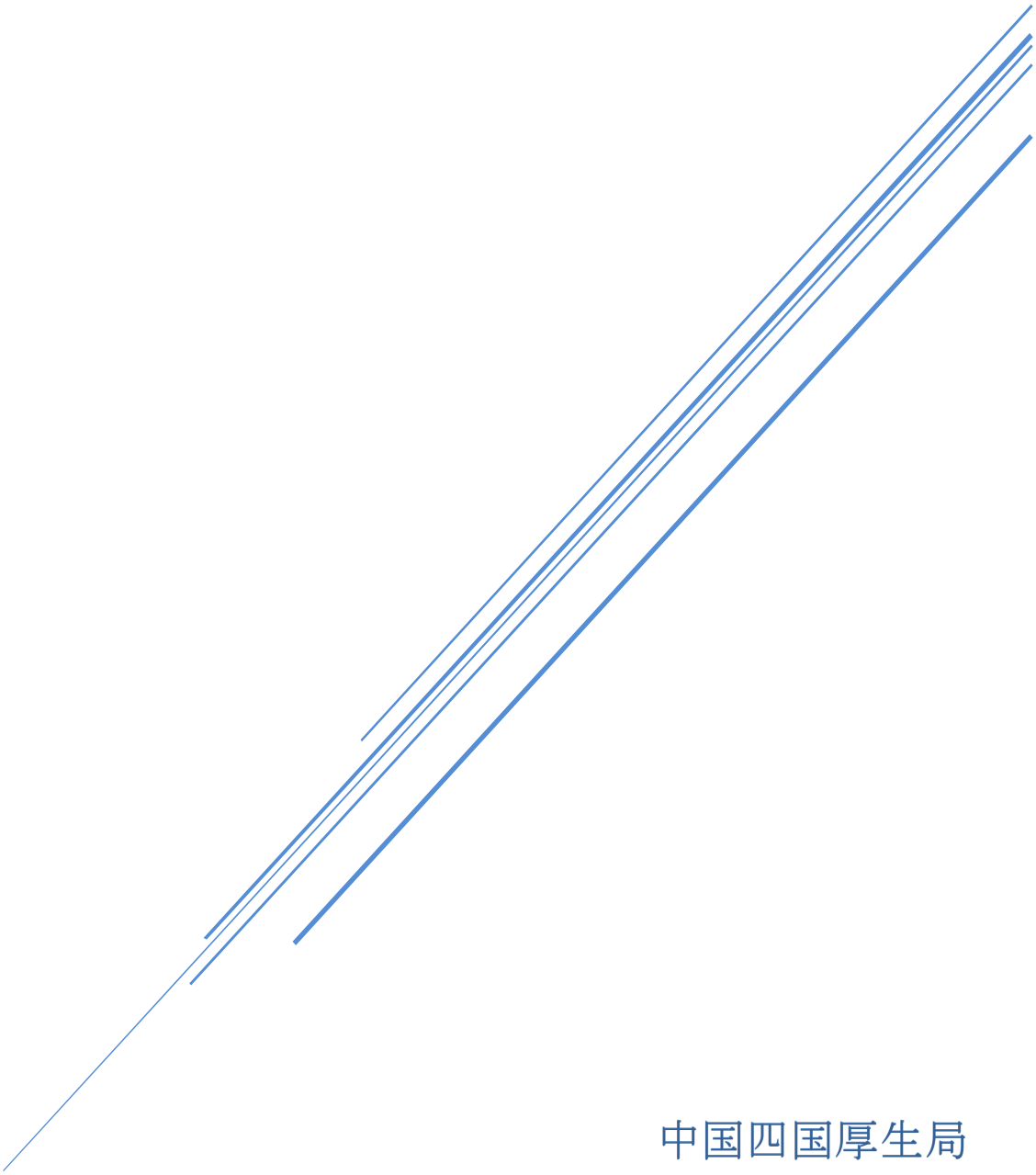
令和７年度に実施した個別指導において保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な指摘事項



中国四国厚生局

目　次

Ⅰ 保険診療等に関する事項

1 診療録等

（1）診療録 ・・・・・・・・・・・・ 1

（2）歯科技工指示書 ・・・・・・・・・・・・ 2

（3）提供文書 ・・・・・・・・・・・・ 2

2 基本診療料

初・再診料の加算 ・・・・・・・・・・・・ 2

3 特掲診療料

（1）医学管理等 ・・・・・・・・・・・・ 2

（2）在宅医療 ・・・・・・・・・・・・ 4

（3）検査 ・・・・・・・・・・・・ 4

（4）画像診断 ・・・・・・・・・・・・ 5

（5）投薬 ・・・・・・・・・・・・ 5

（6）リハビリテーション ・・・・・・・・・・・・ 5

（7）処置 ・・・・・・・・・・・・ 6

（8）手術 ・・・・・・・・・・・・ 7

（9）歯冠修復及び欠損補綴 ・・・・・・・・・・・・ 8

（10）歯科矯正 ・・・・・・・・・・・・１０

Ⅱ　診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項、報告事項等 ・・・・・・・・・・・・１０

2 掲示事項 ・・・・・・・・・・・・１１

3 診療報酬請求 ・・・・・・・・・・・・１１

4 一部負担金等 ・・・・・・・・・・・・１１

5 その他 ・・・・・・・・・・・・１１

Ⅰ　保険診療等に関する事項

1　診療録等

（1）診療録

①　診療録及び添付文書の整備及び保管状況について、不備のある次の例が認められたので改めること。

診療録が適切に編綴されていない。

②　保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。

③　保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。

④　複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。

⑤　保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科衛生士、歯科助手）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。

⑥　診療録第１面（療担規則様式第一号（二）の１）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア　部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰について記載がない。

イ　開始年月日、終了年月日、転帰について記載が不十分である。

ウ　部位、傷病名、転帰について記載が誤っている。

エ　主訴について記載がない又は不十分である。

オ　歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。

⑦　傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。

整理していないために傷病名が多数となっている。

⑧　診療録第２面（療担規則様式第一号（二）の２）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

症状、所見、診療方針及び点数について記載が不十分である。

⑨　診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。

ア　診療行為の手順と異なった記載がある。

イ　行を空けた記載がある。

ウ　療法・処置欄の１行に対し複数行の記載がある。

エ　判読困難な記載がある。

オ　欄外への記載がある。

カ　書き換え可能な筆記用具（鉛筆）による記載がある。

⑩　現在使用が認められていない略称（ＧＰ、Ｐ４、al、ag）を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令６．３．27 保医発 0327 第７号）」を参照し適切に記載するこ

と。

⑪　レセプトコンピュータ等ＯＡ機器により作成する診療録について、診療を行った保険医が署名又は記名押印を行う際は記載内容を十分に確認し、記載漏れや誤りがあった場合は直ちに追記、訂正し診療録を正確かつ最新の内容に保つよう努めること。

⑫　再度実施したレジン充填について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

（２）歯科技工指示書

①　歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア　設計

イ　使用材料

ウ　発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地

②　診療録と関係書類（納品書）において、患者名について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

（３）提供文書

患者等に提供している文書の写しについて、診療録へ添付せず別に保管している例が認められたので、診療録に当該文書の写しを添付すること。

２　基本診療料

初・再診料の加算

歯科診療特別対応加算１に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

３　特掲診療料

（１）医学管理等

①　歯科疾患管理料

ア　算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

（ア）１回目の管理計画において、患者の歯科治療および口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

（イ）２回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。

（ウ）１回目に患者の主訴に関する管理を開始し、２回目以降に歯周病やその他の疾患も含めた管理を行う場合に、新たな検査結果や管理計画の変更点について、患者等に説明した内容を診療録に記載していない。

イ　１回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について画一的に記載してい

る又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

（ア）基本状況【全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等】

（イ）口腔の状態【歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等】

（ウ）治療方針の概要等

ウ　算定要件を満たしていない歯科疾患管理料に係る長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

エ　長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点

②　歯科治療時医療管理料

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の全身状態の要点

③　歯科衛生実地指導料

ア　算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料１を算定している次の例が認められたので改めること。

う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していない。

イ　診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

歯科衛生士に行った指示内容等の要点

ウ　情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）

④　診療情報提供料（Ⅰ）

ア　算定要件を満たしていない診療情報提供料（Ⅰ）を算定している次の例が認められたので改めること。

交付した文書の写しを診療録に添付していない。

イ　医療機関への紹介に当たっては、「別紙様式 11」又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載すること。

⑤　新製有床義歯管理料

ア　算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料「１　２以外の場合」及び「２困難な場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

イ　情報提供文書に記載すべき内容について画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

（ア）欠損の状態

（イ）指導内容等の要点

（ウ）担当歯科医師の氏名

（２）在宅医療

①　歯科訪問診療料

ア　診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

（ア）患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点

（イ）歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）

イ　歯科訪問診療料に係る診療時間に、診療前の準備に要した時間、診療後の片付けに要した時間を含めている例が認められたので、実際に診療を実施した時刻について記録すること。

ウ　同一建物で同一日に歯科訪問診療２として算定すべきものを、歯科訪問診療１を誤って算定している例が認められたので改めること。

②　歯科訪問診療料の加算

ア　算定できない歯科診療特別対応加算１を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態が留意事項通知に定める患者「著しく歯科診療が困難な者」に該当していない。

イ　歯科診療特別対応加算１に係る診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

ウ　算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算１を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

（３）検査

①　歯周病検査

ア　歯周精密検査

（ア）算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。

必要な検査のうちプロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は検

査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

（イ）臨床所見、症状経過等から判断して、必要性の認められない歯周精密検査を実施している例が認められたので改めること。

（ウ）漫然と歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

② 顎運動関連検査

算定要件を満たしていない顎運動関連検査（チェックバイト検査）を算定している次の例が認められたので改めること。

チェックバイト検査において顔弓（フェイスボウ）を使用していない。

（４）画像診断

① 総論的事項

ア 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。

イ 歯科疾患の画像診断に際しては、疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。

② 診断料

ア 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

イ 歯科エックス線撮影及び歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載の不十分な例が認められたので個々の症例に応じて適切に記載すること。

ウ 一連の症状を確認するため、同一部位に撮影を行った場合における２枚目以降の撮影に係る写真診断の費用について、所定点数の 100 分の 50 に相当する点数として算定すべきものを所定点数で算定している例が認められたので改めること。

エ 歯科エックス線撮影及び歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、画一的に記載している例が認められたので個々の症例に応じて適切に記載すること。

（５）投薬

投薬

投薬を行う場合における症状、所見、必要性、経過等について、診療録に記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

（６）リハビリテーション

歯科口腔リハビリテーション料１

ア 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料１「１ 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載していない。

イ　歯科口腔リハビリテーション料１「１　有床義歯の場合」を算定している場合に、診療録に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

調整部位又は指導内容等の要点

ウ　歯科口腔リハビリテーション料１「１　有床義歯の場合」を算定している場合に、診療録に記載すべき内容について画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

指導内容等の要点

（７）処置

①　歯の疾患の処置

ア　象牙質レジンコーティング

使用したシーリング・コーティング材の材料名について、診療録に記載していない例が認められたので適切に記載すること。

イ　知覚過敏処置

知覚過敏処置において、経過等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

ウ　歯内療法

算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ａ　緊密な根管充填を行っていない。

ｂ　複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を行っていない。

ｃ　複数の根管を有する歯において、根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が一部の根管で根管充填の確認に利用できない。

ｄ　根管充填後に歯科エックス線撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影により根管充填の状態を確認していない。

エ　加圧根管充填処置について、１根管で算定すべきものを３根管として誤って算定している例が認められたので改めること。

オ　根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像で根管が重なって撮影されている例が認められたので、歯科エックス線撮影を行う際には撮影する目的に合致した方法にて行うこと。

カ　画像診断を行わずに歯内療法を行い、術後の画像診断による確認も行っていない例が複数認められたので、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。

②　外科後処置

算定できない後出血処置を算定している次の例が認められたので改めること。

抜歯又は智歯歯肉弁切除等の術後、後出血を起こし簡単に止血（圧迫等により止血）できない場合に該当していない。

③　歯周組織の処置

総論的事項

（ア）歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和２年３月日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。

（イ）歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

④　その他の処置

ア　口腔内装置

（ア）歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見、診断、治療の目的、装着後の経過等について診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

（イ）算定できない口腔内装置２を算定している次の例が認められたので改めること。

診療録の記載、診療経過等から判断して、必要性が認められない。

（ウ）口腔内装置「３　口腔内装置３」で算定すべきものを「２　口腔内装置２」として誤って算定している例が認められたので改めること。

イ　口腔内装置調整・修理

算定できない口腔内装置調整を算定している次の例が認められたので改めること。

必要性が認められない口腔内装置２と併せて算定している。

ウ　有床義歯床下粘膜調整処置

有床義歯床下粘膜調整処置における症状、所見等について診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

エ　フッ化物歯面塗布処置

算定要件を満たしていないフッ化物歯面塗布処置を算定している次の例が認められたので改めること。

当該処置を行った歯科衛生士の氏名が診療録に記載されていない。

（８）手術

①　総論的事項

歯槽骨整形手術の症状、診断所見、手術内容及び術後経過について診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

②　抜歯手術

抜歯手術（難抜歯加算）における診断所見について診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

③　口腔内消炎手術

ア　算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している次の例が認められたので改めること。

手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

イ　診療録に記載すべき内容について画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

（ア）手術部位

（イ）症状

（ウ）手術内容の要点

（９）歯冠修復及び欠損補綴

①　総論的事項

印象採得、咬合採得、仮着、有床義歯内面適合法に係る使用材料名について診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

②　補綴時診断料

ア　算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。

イ　診療録に記載すべき内容について画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

（ア）欠損部の状態

（イ）欠損補綴物の名称及び設計等の要点

③　クラウン・ブリッジ維持管理料

算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

④　印象採得

ア　歯科技工士連携加算１

（ア）算定要件を満たしていない歯科技工士連携加算１を算定している次の例が認められたので改めること。

確認内容を診療録に記載していない。

（イ）診療録に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

確認内容

イ　歯科技工士連携加算２

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について適切に記載すること。

歯科技工士が所属する歯科技工所の名称

⑤　光学印象

算定要件を満たしていない光学印象に係る光学印象歯科技工士連携加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該歯科技工士が所属する歯科技工所の名称が診療録に記載されていない。
（当該保険医療機関の歯科技工士以外が行う場合に限る。）

⑥　咬合採得

歯科技工士連携加算１

診療録に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

確認内容

⑦　歯冠修復

ア　同一歯の複数窩洞に対する充填に係る保険医療材料料について、１窩洞の充填として算定すべきものを複数窩洞の充填で算定している例が認められたので改めること。

イ　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠装着に係る内面処理加算１を誤って算定している次の例が認められたので改めること。

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠を装着する際に、歯質に対する装着力を向上するための内面（アルミナ・サンドブラスト処理）を行っていない。

ウ　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）を使用した場合、ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）で算定すべきところを、誤ってＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）で算定している例が認められたので改めること。

エ　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を使用した場合、ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）で算定すべきところを、誤ってＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅴ）で算定している例が認められたので改めること。

⑧　ブリッジ

「ブリッジの考え方 2007」（平成 19 年 11 月 日本歯科医学会）に示す方法で設計していない不適切なブリッジの例が認められたので改めること。

⑨　有床義歯

診療録記載、義歯の設計等から判断して、製作内容が補強線と判断すべきものをバーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

⑩　有床義歯修理

ア　算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している次の例が認められたので改めること。

修理内容の要点を診療録に記載していない。

イ　診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、修理内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。

⑪　有床義歯内面適合法

ア　算定要件を満たしていない有床義歯内面適合法「２　軟質材料を用いる場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態等、症状の要点及び使用した材料名を診療録に記載していない。

イ　有床義歯内面適合法に際して、必要性の認められない咬合採得を行っている例が認められたので改めること。

⑫　歯科技工加算

算定要件を満たしていない歯科技工加算１を算定している次の例が認められたので改めること。

有床義歯修理の場合について預かり日を診療録に記載していない。

（10）歯科矯正

①　顎口腔機能診断料

治療計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

（ア）全身性疾患の診断名、症状及び所見

（イ）口腔領域の症状及び所見（口腔の生理的機能の状態等）

②　歯科矯正管理料

ア　歯科矯正管理料に係る文書に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

病名、症状、療養上必要な指導（矯正装置の取扱い、口腔衛生、栄養、日常生活その他療養上必要な指導）

イ　歯科矯正管理料に係る文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

計画的な歯科矯正管理の状況（治療計画の策定及び変更年月日を含む。）

③　装着

ア　ダイレクトボンドチューブの装着に当たり、別に算定できないダイレクトボンドブラケットに係る保険医療材料料を算定している例が認められたので改めること。

イ　ダイレクトボンドブラケットの再装着に際して、誤ってダイレクトボンドブラケット装着に係る費用を算定している例が認められたので改めること。

④　撤去

リンガルアーチの調整に際して、誤って帯冠の撤去に係る費用を算定している例が認められたので改めること。

Ⅱ　診療報酬の請求等に関する事項

１　届出事項、報告事項等

（１）次の届出事項について、変更が認められたので速やかに届け出ること。

①　保険医の異動

②　標榜診療時間

（２）次の保険外併用療養費に係る報告事項について、報告をしていなかったので速やかに報告すること。

金属床による総義歯に係る金属の種類、費用

2　掲示事項

保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

①　施設基準に係る事項の掲示をしていない。

②　施設基準に係る事項の届出をしていないにもかかわらず誤って掲示している。

③　次の明細書の発行に関する事項の掲示がない。

ア　一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。

イ　交付を希望しない場合の記載がない。

ウ　ウェブサイトへの掲載をしていない。

3　診療報酬請求

総論的事項

①　診療録と診療報酬明細書において、傷病名について一致しない例が認められたので、保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。

②　診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

4　一部負担金等

領収証・明細書

領収証について、次の例が認められたので適切に交付すること。

費用徴収毎に、個別の費用ごとに区分した領収証を発行していない。

5　その他

（1）保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者として備えるべき知識の修得に努めること。

（2）過去に出席した集団指導、新規個別指導における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。